

豊田市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援教育の振興を図るため、豊田市が行う特別支援教育就学奨励費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給対象となる者は、豊田市立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3（昭和28年政令第340号）に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者とする。

(支給費目及び支給額)

第3条 豊田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の支給対象となる者に対し、次項各号の費目を予算の範囲内で支給するものとする。

2 奨励費の支給額は、毎年度教育委員会が定める額の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当する額の合計額に相当する額とする。

(1) 学校給食費

児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額

(2) 通学費等

ア 通学費

指定校通学者（特別支援学級入級を要する児童生徒で指定校に特別支援学級がないため学区外就学する者を除く）が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費に相当する額

イ 職場体験学習費

学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費に相当する額

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要するその他経費として、均一に負担する集合写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金に相当する額

(4) 校外活動費

ア 宿泊を伴わないもの

児童生徒が、原則として学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科に相当する額

イ 宿泊を伴うもの

児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科に相当する額

(5) 学用品費

ア 学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品購入費に相当する額

イ 通学用品費

児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費に相当する額

（6）新入学学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き）の購入費に相当する額

（受給の申請）

第4条 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度教育委員会が定める日までに、教育委員会が指定する「特別支援教育就学奨励費受給申請書」（以下「申請書」という。）に、証明書類等を添えて児童生徒が通う学校を経由して教育委員会へ提出するものとする。

（支弁区分の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、申請書及び児童生徒と生計を一つにする世帯全員の前年所得金額の合計金額に基づいて支弁区分を決定する。

2 支弁区分の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領によるものとする。

（支弁区分の決定の通知）

第6条 教育委員会は、支弁区分決定後、校長にその結果を通知する。

2 教育委員会は、支弁区分に応じて支給対象児童生徒の個人ごとの支給額を決定した後、当該児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が奨励費を支給されることとなったこと及びその支弁区分を速やかに連絡する。

（奨励費の支給方法）

第7条 奨励費の支給は、教育委員会が、金銭で支給対象者に対して行うものとする。

（支給の時期）

第8条 奨励費の支給の時期は、当該年度の9月、1月、及び翌年度の4月の年3回とする。

（年度中途の認定及び廃止）

第9条 転入学者又は途中入級により年度の中途において奨励費支給対象者の認定を必要とする者については、第4条から第6条までの規定に基づき、必要な手続を行った上で、その都度速やかに教育委員会が追加決定を行うものとする。

2 年度中途において児童生徒が転出、退級、又は死亡したことにより支給を必要としなくなったと認められる場合は、教育委員会は奨励費の支給を廃止するものとする。

3 年度中途の決定又は廃止を受けた者の支給額は教育委員会が別に定める。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。